

(書式 1 - 4 - 2 4)

従前の遺言書を撤回・変更する遺言書

遺 言 書

遺言者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け自筆証書による遺言を全て撤回し、
改めて次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者が相続開始時に有するすべての財産を、遺言者の妻〇
〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

第2条 遺言者は、この遺言の執行者として、前記の〇〇〇〇を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができる（民法1022条）。敢えて撤回しなくとも、後から作成した遺言が前の遺言の内容に抵触するときは、抵触する部分については前の遺言が撤回されたものとみなされるが（民法1023条1項）、相続時の紛争を避けるため、前の遺言を撤回する旨を明示することが望ましい。

前の遺言の一部を撤回する場合は、撤回する部分を明確にしておくべきである。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所